

◎新潟県告示第344号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり施行する。

平成31年3月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称  
新潟県
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 新潟都市計画及び五泉都市計画下水道事業
  - (2) 名称 信濃川下流流域下水道（新津処理区）
- 3 事業施行期間  
昭和54年9月25日から平成37年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし